- ビスを受けられる状態かどうかを判定するための要



ンピュータ での判定〈1次判定〉

心身の状況などの調査の 結果をコンピューターに入 力し、要介護度を判定しま す。

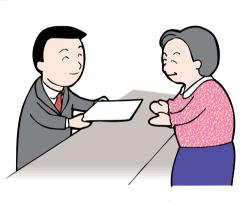
員の訪問調査

市職員や市から委託を受 けた指定居宅介護支援事業 者の介護支援専門員が訪問 心身の状況などについ て聞き取り調査を行いま す。

介護や支援が 必要になったら

市の高齢者福祉譲 に要介護認定の申請

申請は、家族のほか指定 居宅介護支援事業者(ケア プラン作成事業者)介護保 険施設に代行してもらうこ とができます。



決まります。

申請の窓口は市役所高齢者福祉課で、

審査の結果は

この要介護度により、

原則として30日以内に通知されます。

護認定申請ができるかた

65歳以上 のかた 第1号被保険者

寝たきりや痴呆

①筋萎縮性側索硬化症

などで常に介護を 必要とするかた

④シャイ・ドレーガー 症候群

③骨折を伴う骨粗鬆症 ②後縦靱帯骨化症

活に支援が必要なかた(要支援 の、家事や身支度などで日常生 常時の介護までは必要ないもの (要介護状態)や

⑥脊髄小脳変性症

⑦脊柱管狭窄症

⑤初老期における痴呆

た。なお、老化が原因とされるい 種類の病気は下記のとおりです。 要支援状態になったか

が原因とされる15 血管疾患など老化 ⑪脳血管疾患

⑫閉塞性動脈硬化症 ①パーキンソン病 ③慢性関節リウマチ

種類の病気により

⑤両側の膝関節又は股関節に著しい ④慢性閉塞性肺疾患

変形を伴う変形性関節症

初老期痴呆、

⑧早老症 ⑨糖尿病性神経障害、 及び糖尿病性網膜症

糖尿病性腎症

や痴呆など、サービスを受けられる状態かどうかの審査を受け、

徴保険者が介護保険からサービスを受けるためには、

『介護が必要』と認定されなければなりません。

また、審査では

介護の度合いにより6段階に区分された。要介護度を判定します。

在宅や施設で受けられるサービスの額が

広報さやま -

2

平成12年4月から介護保険制度が始まります/40歳以上のかたが加入します/制度を利用するには、要介護

結果の通知

原則として、申請から30日 以内に判定結果が通知されま す。認定結果に不服があった 場合は、県の「介護保険審査 会」に申し立てをすることが できます。



ビスの利用

かかった費用の1割の負 担でサービスが利用できま す。ただし、施設サービス を利用する場合は、食費の 負担もあります。

市では、平成12年4月から始まる介護保険制度の準備として、 介護認定の申請を受け付けています。

自立(非該当)

介護保険のサービスは受 けられません。

ただし、状態が変化した 場合は再度申請ができます

認 定

原則6か月毎に 見直しをします。

の作成

要支援・要介護状態に認 定されると、今後利用する 介護サービスの計画を立て ます。通常は介護支援専門 員が本人や家族の意見を聞 き計画書を作成しますが、 自分で計画を作成し、サー ビスを利用することもでき ます。

被害妄想、

幻覚幻聴、

昼夜逆転、

暴言、

自分の名前を言える、

記憶など

聴力、

意思の伝達、季節・

場所の理解

)コミュニケー ション関連

居室の掃除

金銭の管理など

つめ切り、

衣服の着替

介護認定審査会で 多查判定〈2次判定〉

保健・医療・福祉に関す る専門家で構成する審査会 が、1次判定結果、かかりつ け医の意見書 市が直接請求 します)調査時の特記事項 をもとに介護・支援が必要 かどうかを判定します。

狭山市は6チーム(合議 体を組織しました



③複雑な動作関連

られる、歩行、ベッドと車いす間などの移垂 寝返り、起き上がり、座っていられる、立ってい

4特別な介護

体ずれ、飲み込み、

尿意・便意、

立ち上がり、

浴槽の出入り、

5身の回りの世話など

食事の摂取など

要介護認定申請の受け付

過去44日間に受けた医療(12項目)

介護への抵抗、

徘徊など

12月生まれ:12月 施設サービスを利用するかた 9

受け付け平成12年1・2月 (予定) などで、施設サービスとは、特別養護老人ホームや老 ことに受け付けます 在宅サービスとは、デイサービスや訪問サー

け

5・6・7・8月生まれ∴11月 在宅サービスを利用するかた 1・2・3月生まれ . 10 月 10 4 11

①麻痺 (まひ) など ②移動関連 訪問調査のチェッ 麻痺の有無 関節の動く範囲 ク項目

3 --- 広報さやま

するサービスです

療養型病床群を有する病院などを利用

要介護認定申請を受け付けています

状態像の目安を表します

要介護度	基本的な動作	日常生活	理解や行動
介護の状態			
要支援 要介護状態とは認 められないが社会 的支援が必要	日常生活は基本的にで きるが、歩行などが不 安定	入浴、つめ切り、金銭管 理などに一部手助けが 必要	
要介護 / 部分的介護が必要	歩行や立ち上がりなど が不安定	入浴や排泄に一部手助 けが必要。薬の内服や 金銭管理、掃除などに 手助けが必要	
要介護 2 軽度の介護が必要	自力で歩いたり立ち上 がったりできない。つ かまればできる	入浴や排泄に一部手助 けが必要	
要介護3 中等度の介護が必要	歩けない。自分で支え れば座っていられる	入浴や排泄、着替えな どに全面的な手助けが 必要	ひどい物忘れがある
要介護 4 重度の介護が必要	寝返りできない	食事、入浴、排泄、着替 えなど日常生活に全面 的な手助けが必要	直前の行動などが記憶 できない。日課や季 節、場所などが理解で きない
要介護5 最重度の介護が必要	起き上がれない	生活全般にわたり手助 けが必要	意思が伝えられない。 問題行動が増加

②国民健康保険に加入しているかた り、半分は事業主が負担します。 被扶養者の負担はありません。 保険料は給料に応じて異な 保険料は所得や資産などに応

ているかた

①健康保険・共済組合に加入し

せされます。 なり、医療保険の保険料に上乗 人している医療保険によって異 保険料の計算方法や額は、 第2号被保険者

めていただきます。 から天引きされます。年金額が については、口座振替などで納 月額1万5千円に満たないかた

額18万円) 以上のかたは、年金

じて5段階の保険料(表1)が す。保険料の納め方は、老齢・ 料については、サービス量など 決まります。 この基準額は3年 よって各市で異なります。決定 退職年金が月額1万5千円(年 を推計し、今後決定していきま 間変わりません。狭山市の保険 した基準額をもとに、所得に応 保険料は、サービスの水準に

第1号被保険者

○ 認定されたかたが受けられるサービス ○

日常生活に支援が必要な「要支援状態」、常に 介護を必要とする「要介護状態」と認定されると、 要支援・要介護度により定められる給付金額の範 囲内で次のサービスが受けられます。

要支援状態のかたは、在宅サービスの痴呆対応型共同生活介護と施設サービスは受けられません

在宅サービス

家庭を訪問するサービス

▶訪問介護(ホームヘルパーの訪問)▶訪問看護 (看護婦などの訪問)▶訪問リハビリテーション (リハビリ専門職の訪問)▶訪問入浴介護(入浴 チームの訪問)▶居宅療養管理指導(医師、歯科 医師、薬剤師、栄養士、歯科衛生士による指導)

日帰りで通うサービス

▶通所介護 デイサービスセンターなど ▶ 通所リ



ハビリテーション (老人保健施設など)

施設への短期入所サービス

▶短期入所生活介護(特別養護老人ホーム)短期 入所療養介護(老人保健施設など)療養型病床群 などへの短期入所

福祉用具の貸与・購入や住宅の改修

▶車いす・特殊寝台の貸与や腰掛け便座・入浴用いすなどの購入費の支給
●手すり、段差の解消など住宅改修費の支給

その他

▶ 痴呆対応型共同生活介護 (痴呆性老人のグループホーム) ▶ 特定施設入所者生活介護 (有料老人ホームなどでの介護)

介護サービス計画 (ケアプラン)の作成

施設サービス

介護老人福祉施設

▶特別養護老人ホーム

介護老人保健施設

▶老人保健施設

介護療養型医療施設

▶療養型病床群▶老人性痴呆疾患療養病棟▶介護力強化病院

第1号被保険者の保険料(表1)

保険料が減額されるかた		基準額を支払うかた	割り増しの保険料を支払うかた	
生活保護、老 齢福祉年金受 給者で住民税 世帯非課税	世帯全員が住 民税非課税	本人が住民税 非課税	本人が住民税 課税で合計所 得金額250万 円未満	本人が住民税 課税で合計所 得金額250万 円以上
基準額×0.5	基準額×0.75	基準額×1.0	基準額×1.25	基準額×1.5

基準額:市町村の介護サービスに必要な費用のうち、65歳以上のかたの保険料で負担すべき分を、65歳以上のかたの人数で割った平均的な額

担することになります。世帯主が世帯員の分も負して異なり、半分に巨力負担し